

## 議案第17号

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月21日提出

北名古屋市長 太田考則

### 提案理由

この案を提出するのは、一般廃棄物処理手数料の見直しに伴い、指定ごみ袋に係る手数料の額を改定するため及び字句の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年北名古屋市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「紛失又はき損した」を「紛失し、又は毀損した」に改める。

別表第1可燃ごみの項中「100円」を「120円」に改め、同表不燃ごみの項中「60円」を「80円」に改め、同表プラスチック製容器包装の項中「100円」を「120円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。